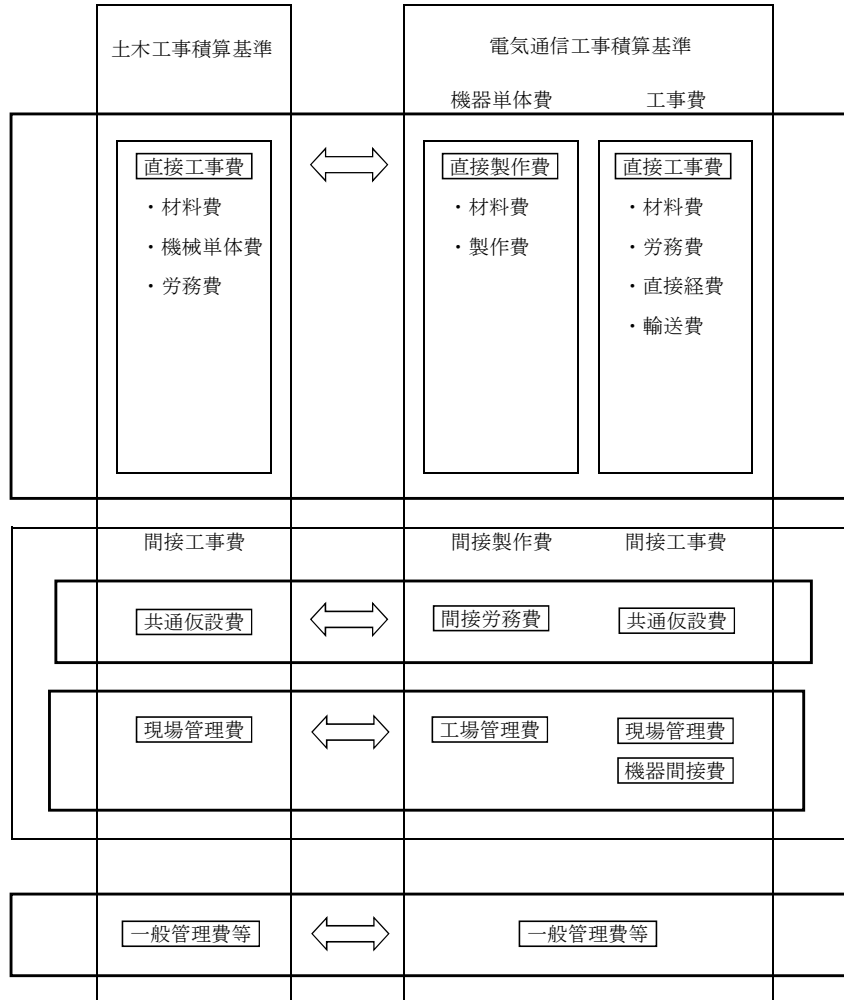


(別紙)

電気通信（一般）工事における直接工事費等の取扱いは以下のとおりとする。



一般管理費

- ・ 施工にあたる企業の本支店において必要な経常費用（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費等） 工事原価×率

共通仮設費

- ・ 間接工事費の一部で工事目的物を形として残さない間接的にかかわる費用（事業損失防止費、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費等）  
直接工事費×率 + 積上げ

現場管理費

- ・ 間接工事費の一部で、工事の施工において現場で必要となる工事管理を実施するのに必要な費用（労務管理費、安全訓練等費、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、通信交通費等） 純工事費×率

間接労務費

- ・ 工場製作にかかる間接費

工場管理費

- ・ 工場製作にかかる間接費

機器間接費

技術者間接費と機器管理費の合計

技術者間接費

- ・ 機器等の調整のために製作部門から派遣される技術者等に対する、製作部門にかかる経費（従業員給与手当、退職金、法定福利費等）  
技術者（労務費）×率

機器管理費

- ・ 機器の調達、機器の施工現場での管理に係る経費（機器の施工現場における管理費、技術管理費、保険料等） 機器単体費×率

※見積等において、機器単体費が区分できない場合は、次のとおりとする。

- ・ 「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額とする。
- ・ 「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。
- ・ 「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額とする。
- ・ 機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。